

一般社団法人長瀬町観光協会だより

事務局) 〒369-1305 長瀬町長瀬529-1(秩父鉄道長瀬駅前)
Tel:0494-66-3311 Fax:0494-66-0308 Mail:guide@nagatoro.gr.jp

2020年5月6日発行 第2020-18号

「長瀬町観光協会 会員の皆様へ」

本日、「緊急事態宣言」より1ヶ月が経ちました。宣言の下、会員の皆様におかれましては、感染拡大の防止に努力を頂いていることと思いますが、残念ながら、この度緊急事態宣言の延長が発表されました。同時に長瀬町としても秩父地域(1市4町1村)で宣言した『秩父地域への訪問自粛要請』及び、『岩畳階段の閉鎖』を延長することになりました。

大変な時期が続くこととなりますが、皆様におかれましても、各種補助金等もありますので、もうしばらく、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、早期に、緊急事態宣言が終結し、いつもの長瀬に戻るよう、お互いに支えあいながら努力をしていきましょう。

一般社団法人長瀬町観光協会 会長 村田 光正

・令和2年度観光協会総会の返信ハガキ送付のお願い

観光協会総会のご案内をお送りさせていただいております。「参加確認のはがき」に関しては、5月9日までにお送りいただきます様よろしくお願ひいたします。

今年度の総会は、事前に総会資料を送付させていただいております。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り委任状での参加をお願いいたします。また、「欠席」に印をした方は、「委任状」も必ず記入をお願いいたします。

・持続化給付金（経済産業省）・・・受付始まっています。

「給付額」法人 最大200万円 ・ 個人事業主 最大100万円

「対象」2020年1月～12月の内、2019年の同月比で50%以上売り上げが減少した月がある場合。

「申請」5月1日からインターネットで申請受付開始しています。

窓口での申請については、今後詳細が決まる予定です。

・埼玉県中小企業・個人事業主支援金・・・詳細が発表されました。

「支援額」20万円又は30万円

「対象」埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主で、4月8日から5月6日の間、7割(20日)以上休業をした場合。

「申請」5月7日から、原則インターネットで県のホームページから申請。

※新たに書面での手続きができるようになりました。申請書は地域振興センター・県税事務所にて配布。希望者には観光協会でも配布いたします。

※書面で申請ができるようになったため、当初予定していた協会でのインターネット手続きのお手伝いは見送ることにいたしました。

・緊急事態宣言延長について

自粛を延長される場合は、観光協会事務局までご連絡をお願いいたします。